

第5章

修士課程・博士課程の
教育内容・方法・成果

第5章 修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果

本学では、大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第2号のロ）において定めるとともに、各研究科において教育活動に係る三つの方針を策定し、教育研究活動を展開している。2021年5月1日現在、修士課程・博士前期課程については6研究科（法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策）、博士後期課程については7研究科（法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策・戦略経営）から構成されている。なお、戦略経営研究科における博士後期課程（ビジネス科学専攻）については、専門職大学院戦略経営研究科（戦略経営専攻）を基礎としており、他の研究科とは位置づけが異なっている。

いずれの研究科についても、学士課程（戦略経営研究科については専門職大学院）を基礎として設置されていることから、研究科の基礎となる学部等の豊富な教員リソースを背景に、幅広い領域・分野をカバーした教育研究が可能となっていること、科目等履修生制度等により本学の学部在籍する優秀層が大学院入学前段階から授業に参加可能であること等が強みである。特に理工学研究科については、学部・研究科一体となった教育研究が積極的に推進されている。

なお、教育研究の基盤となる三つの方針（「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」および「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、全学的な点検を実施するため、2019年3月に大学評価委員会の下に「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」を設置し、2019年5月に「中央大学 教育活動に係る三つの方針策定にあたっての基本方針」と「三つの方針策定（見直し）にあたっての学内指針」の策定を行った。すべての大学院研究科においても、これらの基本方針や学内指針に基づき、2020年度中に三つの方針の点検・改定が完了している。

教育課程については、上述した三つの方針のうち各研究科が掲げる学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針に基づいて編成されている。

博士前期課程においては、研究指導を主たる目的とする科目に加え、周辺知識や幅広い分野の知識を涵養するための科目が設置されているほか、研究科共通科目群として「オープンドメイン科目」が設置されている。

他方、博士後期課程における教育課程についても、研究指導を主たる目的とする科目を設置するだけでなく、各課程の特徴に即したコースワーク科目が設置されている。

コースワークについては、課程制大学院の趣旨のみならず、学位の質保証や修了生のキャリアパスの拡大という観点から整備し、2021年度にはすべての研究科（前期課程・後期課程）において完了しているものの、今後もその成果について十分に検証を重ねながら、適宜見直しを図っていく予定である。

また、FD活動については、大学院FD推進委員会と各研究科との連携のもと、教員相互の授業参観制度や学生に対するアンケートの実施等を行っているが、学部と比較すると低調である。授業参観制度については、制度はあるものの、多くの研究科でこれまでの参観実績がほとんどない状態となっていたことから、大学院FD推進委員会において検討を行った結果、学生の学

位論文中間発表会の場を活用し論文指導状況を参観する制度の構築等、各研究科の特性に応じた実質的な方法で実施する方針を確認し、現在、各研究科レベルでの制度設計を引き続き行っている。

学位授与にあたっては、各研究科において学位審査にあたっての基準を作成し、これに沿った厳格な審査を行っているほか、研究科によっては博士学位候補資格審査制度の導入も行うことで、質の保証に努めている。2020年度における学位授与状況として、修了予定者における学位授与者数の割合は、博士前期課程：86.5%、博士後期課程：15.6%である。博士後期課程において著しく低い数値となっており、修業年限以内もしくは修業年限経過後なるべく早期における博士号取得を促進する施策が必要な状況である。

グローバル化に向けた取組みについては、ダブルディグリープログラム（国際共同学位）が2018年度より法学研究科（協定1校）と理工学研究科（協定2校）において開始されるなど一部で進展はみられたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、海外への学生の派遣については積極的な推進はできておらず、十分な効果検証もできてはいない。

また、外国人留学生をはじめとした多様な学生の受け入れを促進するため、2021年度には理工学研究科ですべての専攻において秋入学制度を導入している。文系大学院でも段階的に導入し、2023年度には全研究科における実施を検討している。さらに、グローバル化する学生への対応の一つとして、外国語で行う授業の量的拡大や質的向上を企図し、大学院を担当する専任教員に対して「中央大学FD推進委員会」が主催する「英語による授業実施スキル向上のための研修会」に参加を促すなどしている。しかし、英語圏および東南アジア圏等から日本語能力を問わない形で留学生を受け入れるという観点からは、理工学研究科の一部の専攻を除き、英語による授業科目、英語で修了できるコースの開設が限定的なものとなっており、一部進展はあるものの、大学院全体としての見地からは依然として課題が残っている状況である。外国人留学生の受け入れ状況は研究科により大きく異なっているが、教育研究活動のグローバル化を志向していくにあたってはさらなる取組みが必要である。前述のように、日本語能力を問わない形で受け入れる留学生を念頭においた、英語により専門分野を学ぶ授業科目の開設、英語のみで修了できるコースの設置は喫緊の課題であるが、英語による授業を実施できる教員リソースがいまだ限られていること、担当する教員の授業負担の問題から、改善の糸口を見出すことが困難な状況にある。

その一方で、国際会議等での発表に際し、経済的に学生を支援する制度として「学術国際会議発表助成」制度を有しており、特に理工学研究科においては例年100名以上の利用があり高い評価を得るなど成果をあげている。2020年度には新型コロナウイルス感染症の影響によって国際会議等が軒並み中止またはオンライン開催となったため、オンラインでの発表実績はあったものの、経済的な支援制度の利活用はなかった。また、正課外の取組みではあるものの、本学付置の研究所（学校法人付置のものも含む）が海外からの研究者を招聘して実施する各種研究会やシンポジウムに大学院学生を積極的に参加させるなどの取組みを多くの研究科で行っている。2020年度においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した形で、オンラインを活用して開催している。

また、英語圏以外からの留学生を中心に、日本語を用いて研究活動を行う学生を対象としたアカデミック・ライティング能力の向上のための支援については、2014年度より開始したライティング・ラボ（正課外）において支援を行っていたが、大学院生のみならず、学部生か

らの利用需要も拡大してきたことから、個々の学生の能力水準に応じた全学的・組織的な学習支援を志向し、2021 年度に「中央大学アカデミック・サポートセンター」を設置して支援を開始した。

以上、本学の修士課程・博士課程全体としては、FD の活性化、グローバル化の促進等を通じた学位の質保証が喫緊の課題である。また、多くの研究科においては、第 6 章において言及するように博士後期課程を中心に定員の未充足が恒常化しており、特に文系大学院 5 研究科については、博士前期課程の定員充足にも起因して、個々の科目における履修者人数の減少から、当初想定した教育手法を用いることが困難なケースも発生している。

本学では、大学院におけるこれらの課題を踏まえ、2021 年 1 月に大学院改革と大学の研究機能強化を目的として学長の下に新たに「大学院改革構想検討委員会」を設置し研究科委員長を中心として検討を行い、本学大学院が持つ豊富な教育リソースを、既存の研究科の枠組みを超えて横断的に集約・活用した新たな「特色ある研究教育プログラム(仮称)」といった複数の施策を盛り込んだ報告書を取り纏めるに至っている。今後は、教育研究に関する事項は大学院研究科委員長会議を中心に、研究科委員長会議の権限を越えた事項並びに大学としての政策判断を必要とする事項については総合戦略推進会議の下において、法学部の都心移転とともに都心展開する法学研究科の事情も考慮しながら、各研究科の枠組みを超えて、本学大学院が有する研究教育資源を集約した「強み」と「特色」を打ち出した上で、それらを最大限有効に活用できるよう十分にかつ速やかに検討を行い、質保証と定員確保の両立に向けて実行に移すことが必要である。

2021年度【法務研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

本法科大学院は多様な分野で活躍する法曹の養成を使命として、法曹会に多くの人材を輩出してきたが、2018年度より3年連続で司法試験合格率全国平均以下となっており、その現状にあわせて教育課程を見直し、学生が法曹となるために必要な資質・能力を修得できるような体制を強化することが不可欠となっている。

従来より、本法科大学院においては、学期末試験の答案（添削等なし）を返却して、さらに各科目の全体講評を文書で開示することにより、自分の答案と講評を成績評価と照らし合わせることで、学生自身に学修到達度を認識させている。加えて、自主学修の一助となるように、一部の科目で過去の試験問題や講評を紙媒体及びC plus で公開している。また、学生個人に対しては、成績評価等に係る異議申立てやオフィス・アワー制度を設けてあり、学生個人が求めれば「個人に特化した」学修成果を確認する機会は存在するものの、利活用は限定的となっており、各学生に応じた個別の指導や、教員と学生のコミュニケーションを充実させる必要がある。

上記の課題を受け、2019年度後期には今まで個別科目のみで実施していた「学期末試験の講評会」を、法律基本科目ならびに司法試験選択科目まで範囲を広げて可能な限り実施し、教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を文書上ではなく講義に似た形式で伝える機会を設けた。また、2020年度には、学生個人が自身の評価を把握できるよう、学期末試験の答案に添削・採点を付したものを学生に返却できるような制度とし、改善に努めているところである。加えて、学生が自身の成績を踏まえ、教員に学修方法等の相談をする「個人面談」も2年生に限定して試行的に実施した。

なお、2020年度の前期は、新型コロナウイルス感染症対策のために対面（面接）授業を実施することができず、試験についてもレポート試験等に変更されたため、講評会を実施することができなかった。後期は試験がリアルタイム型のレポート試験が中心となり、講評会はオンラインで実施した。

どう改善するか

【3. 到達目標】

①学期末試験講評会を実施し、その出席率と出席者の該当科目の成績との関連性も確認し、講評会の効果測定ができている状態。

実施科目は以下のとおり段階的に拡大する。

1. 必修科目（司法試験必修科目）の全て
2. 選択科目（司法試験選択科目）の全て
3. 上記以外の試験実施科目については義務とはしないが、可能な限り実施

②個人面談の実施

学期末試験の結果をもとにした個人面談の対象学生を2年生のみならず、1年生および3年生にも拡大し、個人面談の実施・面談内容の記録を教員間で共有できている状態。

【2. 原因分析】

現状の試験答案原本、全体講評、成績評価を相互に照らし合わせながら学生本人が学修成果を確認する方法は、開設当初より実施しており、学生の理解を深化させることにもつながっていた。しかし、FD研究集会のテーマとして何度も取り上げているとおり、学生の質的变化によって、徐々に以前ほどの効果は得られなくなっている。

しかし一方で、情報提供の方法が書面に偏しており、教員とのコミュニケーションの機会が限定的なため、学生自身が学修成果を真に把握できているか、学生・教員双方ともに確認することができていない。そのため、学生としては次の学修計画を、また教員としては今後の指導方法や授業計画を、適切に設定することが困難となっている。

2020年度は前期が自主学修型中心の授業となり、後期は対面授業とオンライン授業を並行して行うハイブリッド型授業が中心となっている。そのため特にオンライン授業を受講している学生は教員とコミュニケーションを図る機会が減少しているため、別に機会を設けることが望ましいと考えられる。また、2020年度に入ってオフィスアワーは対面では実施していないが、2018年後期から2019年度前期までは1年間で約200件行われていたところ、2019年度後期は95件、2020年度前期は約130件（メールのみで対応）、そして2020年度後期は53件（メールのみで対応）となっている。学生と教員が学修状況を確認し、資質・能力の向上に資する取り組みが必要であることを示していると考えられる。

【4. 目標達成のルート（手段）】

①講評会及び個人面談について取り扱う教務委員会と、FD委員会を合同開催して、試行実施の状況確認と今後の方針について意見交換を行う。

そのうえで、2021年度内に、学生に対する学修成果の可視化をテーマにとり上げて、FD研究集会を開催し、法務研究科教員間で問題意識の共有・意見交換を行う。

その後、FD研究集会での意見を踏まえ、教務・FD両委員会で詳細を検討する。

講評会については、講評の公開と同様に、ある程度の強制力をもった制度設計を行う。

②個人面談については、教務委員会にて、試行実施の結果を踏まえ、今後の制度設計を検討する。設計にあたっては、教員とのコミュニケーションのなかで、学生が改めて自己分析を行い、今後の適切な学修計画を考えられるような制度となるように努める。個別の科目で悩みを抱えている場合には、担当教員だけでなく、科目担当教員との面談につなげることも検討する。また、面談記録を作成し、その記録を教員間でも共有することによって、今後の個人個人のきめ細かな指導・学修成果の可視化へとつなげていくことを検討する。

【5. ルート（手段）の詳細】

- ①2019年度試行実施での結果を踏まえて、教務・FD両委員会において、講評会及び個人面談の今後の実施方針について議論を重ねる。②FD研究集会の開催をFD委員会に提案し、実施の了承を得たのち、FD研究集会を実施する。日程は他のテーマとの調整もあるが、基本的に専任教員が参加しやすい教授会後に設定する(2021年内を目途)。
- ③FD研究集会である程度コンセンサスが得られたのち、さらに教務・FD両委員会で議論を継続し、2021年度内に制度化できるよう詳細を検討する。新型コロナウイルス感染症の影響により進捗状況が左右される可能性があるが、早ければ2021年度前期、遅くとも2021年度後期の科目より講評会及び面談をできるようにすることを目標として進める。あわせて、効果測定(出席率と出席者の該当科目の成績との関連性等)の方法も決定する。
- ④個人面談については、学生自身の段階的な学修成果の把握・適切な学修計画を立てられるように、面談対象範囲の検討、担任教員・科目教員との連携方法、面談記録の保管、面談記録の活用(教員間での共有・FD委員会・学修成果分析会等での活用等)についても検討する。

【6. 結果】

教務委員会やFD委員会において検討を行い、2021年度は以下のとおり取組みを実施した。

①学期末試験講評会を実施し、その出席率と出席者の該当科目の成績との関連性も確認し、講評会の効果測定ができてきている状態。前期は対象実施科目を1～3年次の法律基本科目(総合系および1群特講を除く)として実施した。これ以外の科目でも担当教員の判断により適宜実施している。当初は教室での実施を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインに変更した。対象は成績評価がC以下の学生とし、B以上の学生も可能な限り参加することとした。対象者の人数を基準とすると、1年生が69%、2年生が69%、3年生が51%の出席率であった。個人別の出席状況を把握できないため成績との兼ね合いを調査することは叶わないが、個人面談と併せてターゲット層の半数以上が企画に参加している状況となった。

後期も対象実施科目を1～3年次の法律基本科目(総合系および1群特講を除く)として実施した。これ以外の科目でも担当教員の判断により適宜実施している。実施方法はオンラインであった。出席状況は把握できなかった。

今回掲げた学期末試験講評会の制度化については実現しなかったものの、今年度の経験も踏まえ、多様な開催方法にも対応し得る参加状況の把握方法や講評会の効果検証の仕組みを改めて点検し、本法科大学院の学修成果の可視化に係る今後の取組みに活かす予定である。

②個人面談の実施

前期は1年生および2年生のうち、面談を希望する者を対象とした。ただし、GPAが一定の範囲にある者については面談を受けるよう、教務委員長から通知した。学生が提出する自己分析シートを活用して、主に勉強方法や生活面についてヒアリングし、必要なアドバイスを行った。面談委員は教務委員および法律基本科目7科目担当教員である。1年生が19人(36人中)、2年生が62人(88人中)面談を受けた。担当教員から報告書が提出されており、教務委員会等で教員に共有している。後期も同様に実施しており、1年生が14人(32人中)、2年生が40人(85人中)面談を受けた。後期の個人面談においては、講評会の感想を学生に聞いている。それによると講評に書いてある以外の話が聞けて有意義であった、オフィスアワーの代わりとしても機能する、さらにオフィスアワーの申込にもつながったといった肯定的な感想があった。

到達目標では3年生にも拡大することとしているが、面接委員と学生数の関係および3年生の在籍人数を勘案すると、ここまで対象を拡大すると負担が大きくなる。2020年度後期は1年生が7人、2年生が46人であったため、人数が約1.5倍に増えている。成績評価の厳格化に伴いより具体的な支援が必要な学生がいることを考慮し、まずは1、2年生を対象とした取組みを深化させたい。

なお、前期の授業実施を踏まえ、後期授業に向けて、2021年9月29日に2021年度第3回FD研究集会「令和3年司法試験結果報告および2021年度前期学修成果分析」を実施し、その中において講評会及び個人面談について意見交換を行った。

上記について最も難しいのはその効果の測定である。法科大学院では相対的な評価を実施しているため、単に一定の水準に到達しているだけでは高評価とはならず、GPAの上昇が効果であるとも言いきれない。例年1月に、主に未修1年生を対象とした全国的に実施される共通到達度確認試験を受けることになっており、全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握することができるので、その結果も法律基礎知識の定着度合を確認するために利用している。1年生は人数こそ少ないが、法律未修者であるため個別指導の効果が大きくなる可能性がある。2年生はある程度の学力水準に到達しているが、学修の方向性に迷う学生がいるため、個別面談により今後の学修が適切に進むことが期待できる。

2021年度の共通到達度確認試験結果を見ると、本学学生は概ね全国平均に近い水準である。過去と比べても大きな変動は見られない。共通到達度確認試験は、学修のきっかけにはなったとしても、自らの学修到達度を把握することに関して相対的には大きな効果は得られていないと言える。学生の感想を聞く限りでは共通到達度確認試験には手応えを感じていたようであるが、他方で本法科大学院における成績では1、2年生とも過去最高水準の原級率となったことから、学修成果の可視化に係る取組の効果に比べて成績評価の厳格化の影響が大きかったと思われる。これらの取組みを継続するか新たに取組みを行うかは、効果の定義も含めて今後の教務委員会等で検討する予定である。

2021年度【戦略経営研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

2020年度導入の全員必修科目「リーダーシップ・コア」の成績評価基準の可視化

全員必修科目「リーダーシップ・コア」は、本研究科の長期計画「Next10」（2018年度から取組み開始）を踏まえ、そこに掲げる「チェンジリーダーの育成」という教育目標の達成のために2020年度に新設された。入学直後のセメスターにおいて、2年間本研究科で学ぶ意義を確認、到達目標・学習目標を設定、行動計画を具体化し、自律的な学修の動機づけを行う重要な科目である。

成績評価の在り方は本年9月の教授会で議論し、絶対評価とすることが承認されたが、今後、評価基準を明確化するために、チェンジリーダーが備えるべき「7つの力」との関連においてルーブリックを作成し、学修効果の可視化を図ることが必要である。

【2. 原因分析】

学修効果の可視化および国際認証取得に向けた取り組みとして、絶対評価を行う他科目（プロジェクト研究、最終成果物（論文・ケース研究・ビジネスプラン））については、本年度よりルーブリックによる成績評価を導入している。

リーダーシップ・コアの成績評価も同様にルーブリック評価に移行する必要があるが、①チェンジリーダーが具備すべき7つの力との関連性から評価基準を設定する必要がある、②同じ目標のために、卒業までの2年間に半期ごとに3回開催されるリフレクション・セミナーとの内容の体系化を図った上で、全体的な学修体系の中での位置づけに即して評価基準を検討する必要がある、という2つの課題があるため、慎重に検討する必要がある。

どう改善するか

【3. 到達目標】

「チェンジリーダーの育成」という本研究科の教育目標の達成を目指して設置されている「リーダーシップ・コア」科目とリフレクション・セミナーの体系化を図る。その上で、体系上の位置づけに即し、「リーダーシップ・コア」の成績評価のためのルーブリックを作成する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

教務委員会とFD委員会合同の検討会を開催し、「リーダーシップ・コア」科目とリフレクション・セミナーの体系化を検討する。その上でリーダーシップ・コアの成績評価のためのルーブリックを作成する。

【5. ルート（手段）の詳細】

①リーダーシップ・コア（新設科目）とリフレクション・セミナーとを組み合わせたプログラムの体系化（再設計）のためのFD委員会の開催

リーダーシップ・コアとリフレクション・セミナー（2年間の在学中、半年ごとに3回実施）はともに、チェンジリーダーの育成という共通の教育目標の達成に向け実施されるものである。したがって、両者を組合せて、体系的なプログラムとしての再設計を図ること、また、両者をつなぐツールとしての「リフレクション・ジャーナル」のより効果的な利用方法を検討する必要がある。以上2点を検討するためのFD委員会を今年度中に開催する。

③教務委員会とFD委員会での合同検討会の実施

ルーブリック評価は、関連する他の科目のルーブリックとの整合性が必要であると同時に、国際認証と強く関連している。教務委員会とFD委員会で議論して、研究科としての一貫性が確保され、かつ国際認証の求める水準に合わせたルーブリックの完成を目指す。

どう改善したか

【6. 結果】

「チェンジリーダーの育成」が、CBSの教育目標であること、必修科目として新設された「リーダーシップコア」に加え、任意参加ではあるものの、半期ごとに実施される「リフレクション・セミナー」とが、その目標達成のために計画的にプログラミングされていることの意義は、徐々に学生の中に浸透していると考えられる。任意参加であるリフレクションセミナーの参加率が100%に近づいてきたこと、および、同目的で入学時に実施されるキックオフセミナー、修了時に実施されるラップアップセミナーの参加率が、2021年度9月実施回はいずれも100%であったことが、その1つの証左であると考えられる。

関連の各種セミナーへの学生の参加率が大きく上昇したことも踏まえ、これまで入学時期にかかわらず、参加可能学生全員合同で実施していたリフレクションセミナーを、今期は入学時期ごとにグループ分けし複数回実施している。

→ウェブサイト参照。

(2020年度まで)

・2021年春のリフレクションセミナーが開催されました(12.5期、13期、13.5期生対象)

https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/news/2021/03/53731/

(2021年度)

・2021年度入学生向けリフレクション・セミナー(7月31日)

https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/news/2021/08/55726/

・13期生(2020年4月入学生)および13.5期生(2020年9月入学生)を対象としたリフレクション・セミナー

https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/news/2021/08/55840/

それぞれの実施回の内容を、入学時期別の学修期間に応じたものとなるよう工夫している。リーダーシップコアをスタートとし、ラップアップセミナーをゴールとして実施する一連のリフレクションセミナーの体系化の一環である。これらの試みの結果を踏まえ、さらなる体系化に継続的に取り組む。

なお、2021年度後期も、リフレクションセミナーの参加率は引き続き高く、入学式ごとにグループ分けを行った上で、複数回のセミナーを実施した。さらに進捗した点としては、入学時期の新しい学生のリフレクションを、それよりも以前に入学した在校生がサポートするという、学修・経験の進捗に応じた良い学びの循環ができつつあることである。学生の意見を聞きつつ、標準修学年限の2年を通じて教育目標(チェンジリーダーの育成)が体系化されるようさらに教員間の議論と、教員-学生間の試行錯誤を続ける。最終的には、それら2年間の学びの体系化を展望し、入学時のスタートアップのための必修科目「リーダーシップコア」の成績評価のためのルールブックを作成する。

2021年度【法学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類:教育

【1. 現状】(課題を含む)

- ・本学では2018年度に学修成果の把握に関する方針を策定し、学修成果の可視化に向けた取組みを全学的に推進している。
- ・しかしながら、法学研究科では、学修成果の把握に関する方針に基づいた教育プログラムおよび科目レベルにおける指標データの収集はあるものの、データに基づいた教育体制の見直しや、研究科のアピールポイントとして有効なデータの収集及び分析、PDCAサイクルの実現には至っていない状況である。
- ・学修成果の把握にあたっては、教育課程において指標となる『3つの方針』の整備が求められる。法学研究科は2021年度の博士前期課程・博士後期課程におけるカリキュラム改正(コースワークの整備)を行ない、2019年12月の大学評価委員会からの要請に基づき3つの方針の改定作業をすすめ、2020年10月2日の法学研究科委員会にて『3つの方針』の改定が承認されたところである。
- ・2020年6月9日の研究科委員長会議および6月19日開催の法学研究科委員会にて、文系大学院研究科については、学部煙突型の縦割り組織に基づく各研究科の特長を生かしながらも、大学院の共通するテーマや課題等については研究科間を横にみながら取り組んできた経緯があることから、学修成果の可視化に関する取組みについては、文系研究科間で、研究科委員長会議を中心に目線合わせをしながら進めることが承認された。2020年11月現在、その後の具体的な議論は行うことができない状況にある。

【2. 原因分析】

- ・研究科総体的なコースワークの整備や、収容定員充足率の改善に向けた各種取組みに関する議論に時間を要したため、「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間的猶予がなかった。
- ・大幅なカリキュラム改正、コースワークが適用されたのが20*年度入学生であり、その学修成果は標準修業年限の2年間を経て初めて検証が可能となることから、2020年11月時点では具体的な取組みを行うには至っていない。
- ・授業科目の履修者数は、1科目あたり数人であることがほとんどであり、成績分布や優秀な成績評価獲得率といった、授業・カリキュラムにおける指標データとして有効といえない状況である。また、在籍者数も研究科全体で博士前期課程は37名(2020年5月1日時点)と多くはないことから、有効なデータ利用が可能であると判断しがたい。各種指標を得るための情報収集は、個人が特定される可能性が高いなどの懸念から収集をしていないという側面もある。
- ・2020年10月までに大学院研究科における「学修成果の可視化」の認識統一と、共通ルールの上で実施可能な案を決定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種教育研究活動への対応協議に時間を要し、研究科間横並びの「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間がなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・2020年度内に決定する予定である研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取組み」をベースとして、研究科の特性に合わせた内容に整備したうえで実行に移している状態を目指す。学修成果の可視化に係る取組みを実現することで教育研究活動の見直しや長所の広報に繋げることができるPDCAサイクルを構築する。

【4. 目標達成のルート(手段)】

- ・2020年度内に研究科横並びで検討を行った内容について、制度改革検討委員会などを中心として、より研究科の特性に合わせた具体案に落とし込むための議論を行う。適宜研究科委員会に検討内容を報告し、研究科の委員から意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。
- ・研究科における検討内容は適宜研究科委員長を通じて研究科委員長懇談会、研究科委員長会議に報告し、内容の調整を行う。

どう改善したか

【5. ルート(手段)の詳細】

- ・2020年度内に研究科委員長懇談会を中心に検討を行った研究科間横並びの「学修成果の可視化」に係る取組みについて、2021年7月を目途に、制度改革検討委員会等で法学研究科における実施内容を検討を行う。併せて、研究科共通で実施する方策の他に、独自で学修成果の可視化に向けた取組みができるか検討を行う。
- ・2021年11月の法学研究科委員会までに具体的な取組みについて審議・決定する。
- ・決定内容によるが、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データを年度内に収集し、2022年度の前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

【6. 結果】

- ・9月21日の研究科委員長会議において、大学評価委員会から要請された「2021年度指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進」について—学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と授業科目との関連性の明確化—」について報告され、大学院各研究科において取組み内容を検討することとなった。
- ・法学研究科では、「カリキュラムマップ」および「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」を作成し、10月27日開催の法学研究科委員会においてこれを決定した。
- ・「カリキュラムマップ」については、各開講科目が法学研究科の学位授与方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力を涵養するのにどの程度関連があるのかを示すものになっている。
- ・「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」については、論文審査・最終試験審査における評価をもとに、学位授与方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の到達度を測るものとした。この到達度評価表では論文審査・最終試験審査の各審査項目で測れる学位授与方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の関連を示し、その関連に基づき審査報告書の評価をもとに到達度を数値化する仕組みとした。
- ・今後は到達度評価の数値をもとに分析、教育・研究指導の改善・強化を図っていくこととしたい。

2021年度【経済学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・本学では2018年度に学修成果の把握に関する方針を策定し、学修成果の可視化に向けた取組みを全学的に推進している。
・しかしながら、経済学研究科では、学修成果の把握に関する方針に基づいた教育プログラムおよび科目レベルにおける指標データの収集はあるものの、データに基づいた教育体制の見直しや、研究科のアピールポイントとして有効なデータの収集及び分析、PDCAサイクルの実現には至っていない状況である。
・学修成果の把握にあたり、経済学研究科の教育課程において指標となる3つの方針の整備が求められるが、本研究科は2018年度の博士前期課程、2019年度の博士後期課程におけるカリキュラム改正（コースワークの整備）ならびに2019年12月の大学評価委員会からの要請に基づき3つの方針の改定作業を行い、2020年4月22日の経済学研究科委員会（前期課程）にて方針の改定が承認されたところである。
・2020年6月9日の研究科委員長会議および6月17日の経済学研究科委員会にて、文系大学院研究科については、学部煙突型の縦割り組織に基づく各研究科の特長を生かしながらも、大学院の共通するテーマや課題等については研究科間を横にみながら取り組んできた経緯があることから、学修成果の可視化に関する取組みについては、文系研究科間で、研究科委員長会議を中心に目線合わせをしながら進めることが承認された。2020年11月現在、その後の具体的な議論は行うことができていない状況にある。

【2. 原因分析】

・研究科総体的なコースワークの整備や、収容定員充足率の改善に向けた各種取組みに関する議論に時間を要したため、「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間的猶予がなかった。
・大幅なカリキュラム改正、コースワークが適用されたのが2019年度入学生であり、その学修成果は標準修業年限の2年間を経て初めて検証が可能となることから、2020年11月時点では具体的な取組みを行うには至っていない。
・授業レベルにおいては、1科目あたりの履修者数が2019年度1.72名、2020年度1.10名と非常に少数であり、成績分布や優秀な成績評価獲得率といった、授業・カリキュラムにおける指標データとして有効といえない水準である。また、学生数前期課程33名、後期課程13名と非常に限られていることから、有効なデータ利用が可能かどうか疑わしい部分もある上、個人特定のリスクから収集をしていないという側面もある。
・2020年10月までに大学院研究科における「学修成果の可視化」の認識統一と、共通ルールの上で実施可能な案を決定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種教育研究活動への対応協議に時間を要し、研究科間横並びの「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間がなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2020年度内に決定する予定である研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取組み」をベースとして、研究科の特性に合わせた内容に整備したうえで実行に移している状態を目指す。学修成果の可視化に係る取組みを実現することで教育研究活動の見直しや長所の広報に繋げることができるPDCAサイクルを構築する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・2020年度内に研究科横並びで検討を行った内容について、教務・入試委員会を中心としてより研究科の特性に合わせた具体案に落とし込むための議論を行う。適宜研究科委員会に検討内容を報告し、研究科構成員より意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。
・研究科における検討内容は適宜研究科委員長を通じて研究科委員長懇談会、研究科委員長会議に報告し、内容の調整を行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

・2020年度内に研究科委員長懇談会を中心に検討を行った研究科間横並びの「学修成果の可視化」に係る取組みについて、2021年7月を目途に、教務・入試委員会を中心として経済学研究科における実施内容を検討を行う。併せて、研究科共通で実施する方策の他に、独自で学修成果の可視化に向けた取組みができるか検討を行う。
・2021年11月の経済学研究科委員会までに具体的な取組みについて審議・決定する。
・決定内容によるが、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データを年度内に収集し、2022年度前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

どう改善したか

【6. 結果】

○2021年9月21日の研究科委員長会議において、大学評価委員会から要請された「2021年度指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進」について一学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と授業科目との関連性の明確化」について報告され、各研究科において本年11月までに取組み内容を検討することを確認したところである。
○それを受け、教務入試委員会等での議論の準備を進めていたところであるが、カリキュラムマップの作成のみにとどまっている。今年度当初から経済学研究科では以下に記した事項の検討を優先して進めるべきだとされてきたが、カリキュラムマップ作成時にも、やはり以下の課題に取り組むことが「学修成果の可視化」の議論にもつながると判断したところである、よって、現時点では具体的な「学修成果の可視化」の議論は行われていない。

（現在研究科内での優先課題）

経済学研究科には現在研究科コース、税理士コース、高度職業人コースが設置されているが、修士学位に必要な基礎的な経済学の知識を取得するコースワークと各コースの学位要件について明確にしているものの、履修体系の別は必ずしも明確でない。2022年度中にコース別履修体系と入試制度の見直しを行い、2024年度入学生からの明確なコース体系に基づいた研究教育を実施する。（入学試験は2023年度実施）

2021年度【商学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

- ・本学では2018年度に学修成果の把握に関する方針を策定し、学修成果の可視化に向けた取組みを全学的に推進している。
- ・しかしながら、商学研究科では、学修成果の把握に関する方針に基づいた教育プログラムおよび科目レベルにおける指標データの収集はあるものの、データに基づいた教育体制の見直しや、研究科のアピールポイントとして有効なデータの収集及び分析、PDCAサイクルの実現には至っていない状況である。
- ・学修成果の把握にあたり、商学研究科の教育課程において指標となる3つの方針の整備が求められるが、本研究科は2019年度より博士前期課程・博士後期課程におけるカリキュラム改正（コースワークの整備）ならびに2019年12月の大学評価委員会からの要請に基づき3つの方針の改定作業を行い、2020年3月4日開催の商学研究科委員会にて方針の改定が承認、10月14日開催の商学研究科委員会にて改正案が承認されたところである。
- ・2020年6月9日の研究科委員長会議および6月17日の商学研究科委員会にて、文系大学院研究科については、学部煙突型の縦割り組織に基づく各研究科の特長を生かしながらも、大学院の共通するテーマや課題等については研究科間を横にみながら取り組んできた経緯があることから、学修成果の可視化に関する取組みについては、文系研究科間で、研究科委員長会議を中心に目線合わせをしながら進めることが承認された。2020年11月現在、その後の具体的な議論は行うことができていない状況にある。

【2. 原因分析】

- ・研究科総体的なコースワークの整備や、収容定員充足率の改善に向けた各種取組みに関する議論に時間を要したため、「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間的猶予がなかった。
- ・大幅なカリキュラム改正、コースワークが適用されたのが20*年度入学生であり、その学修成果は標準修業年限の2年間を経て初めて検証が可能となることから、2020年11月時点では具体的な取組みを行うには至っていない。
- ・授業レベルにおいては、博士前期課程における講義科目1科目あたりの履修者数が2019年度2.7名、2020年度3.3名と非常に少数であり、成績分布や優秀な成績評価獲得率といった、授業・カリキュラムにおける指標データとして有効といえない水準である。また、2020年11月1日時点の学生数は、前期課程29名、後期課程14名と非常に少数であることから、有効なデータ利用が可能かどうか疑わしい部分もある上、個人特定のリスクから収集をしていないという側面もある。
- ・2020年10月までに大学院研究科における「学修成果の可視化」の認識統一と、共通ルールの上で実施可能な案を決定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種教育研究活動への対応協議に時間を要し、研究科間横並びの「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間がなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・2020年度内に決定する予定である研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取組み」をベースとして、研究科の特性に合わせた内容に整備したうえで実行に移している状態を目指す。学修成果の可視化に係る取組みを実現することで教育研究活動の見直しや長所の広報に繋げることができるPDCAサイクルを構築する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

- ・2020年度内に研究科横並びで検討を行った内容について、商学研究科委員会を中心としてより研究科の特性に合わせた具体案に落とし込むための議論を行う。適宜研究科委員会に検討内容を報告し、研究科構成員より意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。
- ・研究科における検討内容は適宜研究科委員長を通じて研究科委員長懇談会、研究科委員長会議に報告し、内容の調整を行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

- ・2020年度内に研究科委員長懇談会を中心に検討を行った研究科間横並びの「学修成果の可視化」に係る取組みについて、2021年7月を目途に、改革委員会を中心として商学研究科における実施内容を検討を行う。併せて、研究科共通で実施する方策の他に、独自で学修成果の可視化に向けた取組みができるか検討を行う。
- ・2021年11月の商学研究科委員会までに具体的な取組みについて審議・決定する。
- ・決定内容によるが、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データを年度内に収集し、2022年度前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

どう改善したか

【6. 結果】

- ・2021年9月21日の研究科委員長会議において、大学評価委員会から要請された「2021年度指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進」について—学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と授業科目との関連性の明確化—」について報告され、各研究科において本年11月までに取組み内容を検討することを確認したところである。
- ・2021年10月6日開催の商学研究科改革委員会において、学修成果の可視化の具体的な取組みとして、カリキュラムマップ案と学位授与方針に基づく到達度評価表案を発議した。その後研究科委員からの意見を聴取、10月13日開催の商学研究科委員会において審議し、修正意見を反映した上、11月17日開催の商学研究科委員会においてカリキュラムマップ案と学位授与方針に基づく到達度評価表案が承認された。
- ・到達度評価表については、2022年2月17日実施の商学研究科博士前期課程最終試験において、審査委員に配布し、試験評価を行った。今後学位授与方針に基づく到達度を検証していく。

2021年度【理工学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・2019年度に理工学研究科の3つのポリシー見直しに着手し、DPで掲げる「修了するにあたって備えるべき資質・能力」の項目の記述方式を「学生を主語にし、文末を行為動詞にする」とし、学修成果を測定しやすくするための改定を行った。

・また全学的な取組として「学修成果の把握に関する方針」（いわゆるアセスメント・ポリシー）を策定し、2020年度からはそこに記載された指標を使って学修成果の可視化を進めていくことをうたっている。

・同じく全学的な取組として、大学院生を対象とした2020年度学生アンケートにおいて、各研究科のDPと連動した設問を設け、各学年で学生がそれらの資質・能力をどの程度獲得しているか、学修成果の主観的な評価を把握できるようになった。

・しかしながら、学修成果の客観的な評価は未着手であり、客観データ項目の選定が必要となる。また、主観データと客観データを踏まえて大学院生の学修成果を検証する、会議体を設定する必要がある。

・2020年度の指定課題における「学修成果の可視化に係る取組み」については、指標とする数値の案を検討中であるが、決定には至っていない。

【2. 原因分析】

・理工学研究科のDPでは、本研究科を修了するにあたり、次の8つの資質・能力を獲得しているものとしている。

①コミュニケーション力、②問題解決力、③知識獲得力、④組織的行動能力、⑤創造力、⑥自己実現力、⑦多様性創発力、⑧専門性

・大学院生活の主によどのような場面で大学院生がこれらの資質・能力を獲得する(研究科として獲得させたい)のかについて、精緻に検討するに至っていなかったため、それを測定・評価するための指標を定める必要がある。

・また定めた各指標が適切に機能するかを検証し、必要に応じて見直しや新たな指標の選定が必要となる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2021年度から理工学研究科FD委員会(見込)において、主観データと客観データを踏まえて学生の学修成果を検証できる状態。また2021年度は、2020年度までに定めた客観データ項目が適切に機能するかを2021年度データも利用して検証し、必要に応じて見直しや新たな指標を選定できる状態。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・理工学研究科FD委員会において、現状の再認識とDPに掲げた8つの資質・能力をどの程度獲得しているか、評価しうる客観データ項目の選定を行う。

・定めた客観データ項目が適切に機能するかを2021年度データも利用して検証し、必要に応じて見直しや新たな指標を選定する。

【5. ルート（手段）の詳細】

2020年7月 理工学研究科FD委員会 「学修成果の可視化」に関する本研究科の現状を再認識

2020年8月～2020年11月 理工学研究科FD委員会 DPに掲げた8つの資質・能力をどの程度獲得しているかを評価しうる客観データ案の選定

2021年7～12月 理工学部FD委員会

DPに掲げた8つの資質・能力をどの程度獲得しているかを評価しうる客観データ案の選定<継続審議>

2022年1月 理工学部FD委員会

これまで選定した客観データと2021年度学生アンケートの主観データを踏まえて関係性を再度検証し、

必要に応じて見直しや新たな客観データ項目案を選定。必要に応じて見直した客観データ項目を教授会に上程

2022年3月 理工学部教授会

必要に応じて見直した客観データ項目を審議

どう改善したか

【6. 結果】

・理工学研究科のDPで設定した、本研究科を修了するにあたり獲得する8つの能力に対し、論文研修のGPAや学会発表数や査読付き論文数などが測定指標となり得るか、理工学部・理工学研究科FD委員会にて審議を行った。委員会では、各委員から「指標の運用が不明確である」や「論文研修のGPAを各指標に利用するならば成績評価基準を各学科内で統一することや対象となる能力が成績評価の対象となることを学生にも明示する必要がある」など十分議論すべき意見が寄せられたため、意見を精査したうえで継続して審議する運びとなった。

・なお、理工学部での先行した可視化の取組として、情報工学科では卒業研究Ⅰ・Ⅱの評価基準をルーブリック化した際に、DPとの対応を考慮している。このため評価基準が適正に適用されていれば、卒業生はDPが定める知識・能力を一定水準以上で獲得したとみなすことができ、可視化されているといえる。なお、この取組は全学のFD推進委員会に報告され、FDハンドブックにも掲載されている。このことから、理工学部・理工学研究科FD委員会にて議論を継続するにあたっては、本取組を参考にしていくことにしたい。

・2021年度後期からの全学的取組としてのカリキュラムマップ作成を踏まえて、2021年11月24日開催の理工学研究科評価組織別評価委員会において、2022年度末までの計画として以下の通り取り組むことが承認された。

①カリキュラムマップを活用した学修成果の把握

・カリキュラムマップを活用するか、活用するならばその活用方法の検討

・主観的及び客観的指標の選定

・直近の主観的指標のデータと客観的指標のデータを組み合わせる評価できるか検証・モニタリング

2021年度【文学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・本学では2018年度に学修成果の把握に関する方針を策定し、学修成果の可視化に向けた取組みを全学的に推進している。
・しかしながら、文学研究科では、学修成果の把握に関する方針を意識した教育プログラムはあるものの、可視化に直結する指標データの取得、教育体制の見直しや、研究科のストロングポイントとして有効なデータの収集及び分析、PDCAサイクルの実現には至っていない状況である。
・学修成果の把握にあたり、文学研究科の教育課程において指標となる3つの方針の整備が求められるが、本研究科は博士前期課程、博士後期課程におけるカリキュラム改正（コースワークの整備）に専攻単位で進捗がみられ、2019年12月の大学評価委員会からの要請に基づき3つの方針の改定作業を行い、2020年10月15日の文学研究科委員会にて方針の改定が承認されたところである。
・2020年6月9日の研究科委員長会議および6月18日の文学研究科委員会にて、文系大学院研究科については、学部煙突型の縦割り組織に基づく各研究科の特長を生かしながらも、大学院の共通するテーマや課題等については研究科間を横にみながら取り組んできた経緯があることから、学修成果の可視化に関する取組みについては、文系研究科間で、研究科委員長会議を中心に目線合わせをしながら進めることが承認された。2020年11月現在、その後の具体的な議論は行うことができていない状況にある。

【2. 原因分析】

・研究科全体のコースワークの整備や、収容定員充足率の改善に向けた各種取組みに関する議論に時間を要したため、「学修効果の可視化」に関する議論を行う時間的猶予がなかった。収容定員充足率の改善に向けた取組みの一環として、学部生の内部進学を促進する特別選考入学試験の制度導入に向けての議論に多くの時間を要した。収容定員充足率の改善に向けた取組みの一環として、学部生の内部進学を促進する特別選考入学試験の制度導入に向けての議論に多くの時間を要した。
・カリキュラム改正が適用されたのが2020年度入学生であり、その学修成果は標準修業年限の2年間を経て初めて検証が可能となることから、2020年11月時点では具体的な取組みを行うには至っていない。
・授業レベルにおいては、1科目あたりの履修者数が非常に少数であり、成績分布や優秀な成績評価獲得率といった、授業・カリキュラムにおける指標データとして有効といえない状況である。また、前期課程78名、後期課程64名、さらに13専攻に分散しており、各授業の学生数が非常に限られていることから、有効なデータ利用の困難さがあること、また個人特定のリスクからデータ収集の困難さがあった。
・2020年10月までに大学院研究科における「学修成果の可視化」の認識統一と、共通ルールの上で実施可能な案を決定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種教育研究活動への対応協議に時間を要し、研究科間横並びの「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間がなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2020年度内に決定する予定である研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取組み」をベースとして、文学研究科の13専攻にまたがる様々なディシプリンを有する研究科といった特性に合わせた内容に整備したうえで実行に移し、学修成果の可視化に係る取組みを実現することで教育研究活動の見直しや長所の広報に繋げることができるPDCAサイクルを構築する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・2020年度内に研究科横並びで検討を行った内容について、教務委員会を中心として、研究科の特性に合わせた具体案に落とし込むための議論を行う。
・適宜、研究科委員会に検討内容を報告し、研究科構成員より意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。
・研究科における検討内容は、研究科委員長を通じて研究科委員長懇談会、研究科委員長会議に報告し、内容の調整を行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

・2020年度内に研究科委員長懇談会を中心に検討を行った研究科間横並びの「学修成果の可視化」に係る取組みについて、2021年7月を目途に、教務委員会を中心として文学研究科における実施内容を検討を行う。
・併せて、検討ワーキンググループを立ち上げ、研究科共通で実施する方策の他に、独自で学修成果の可視化に向けた取組みができるか検討を行う。
・2021年10月の文学研究科委員会までに具体的な取組みについて審議・決定する。
・決定内容によるが、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データの年度内収集を目指す。
・2022年度の前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

どう改善したか

【6. 結果】

・学修成果の可視化に向けて、文学研究科では2019年度より文学研究科三つの方針の実質化を図ってきた。2021年度は学位に基づく三つの方針の策定を実現する取組みを行っている。
・2021年7月15日の文学研究科教務委員会、2回に渡る文学研究科構想WGでの議論を得て、9月23日の文学研究科委員会において、学位に基づく、専攻ごとの方針を反映した文学研究科三つの方針が策定される見込みである。
・学位に基づく三つの方針の策定に伴い、文学研究科が定める学位論文審査基準、最終試験審査基準と学位授与方針の相関を示す到達度評価表を新たに設け、2022年度より更なる学修成果の可視化に役立てる。
・文学研究科におけるカリキュラムマップについては、13専攻と多様なディシプリンを有するため、専攻ごとに作成するかたちをとり、2022年1月20日の研究科委員会にて承認された。

2021年度【総合政策研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

指定課題

学修成果の可視化に係る取組みの更なる推進

大学基準による分類教育

【1. 現状】（課題を含む）

・本学では2018年度に学修成果の把握に関する方針を策定し、学修成果の可視化に向けた取組みを全学的に推進している。
・しかしながら、総合政策研究科では、学修成果の把握に関する方針に基づいた教育プログラムおよび科目レベルにおける指標データの収集はあるものの、データに基づいた教育体制の見直しや、研究科のアピールポイントとして有効なデータの収集及び分析、PDCAサイクルの実現には至っていない状況である。
・学修成果の把握にあたり、総合政策研究科の教育課程において指標となる3つの方針の整備が求められるが、本研究科は2019年度の博士前期課程・博士後期課程におけるカリキュラム改正（コースワークの整備）ならびに2019年12月の大学評価委員会からの要請に基づき3つの方針の改定作業を行い、2020年1月24日の総合政策研究科委員会（前期課程）にて方針の改定が承認されたところである。
・2020年6月9日の研究科委員長会議および6月26日の総合政策研究科委員会にて、文系大学院研究科については、学部煙突型の縦割り組織に基づく各研究科の特長を生かしながらも、大学院の共通するテーマや課題等については研究科間を横にみながら取り組んできた経緯があることから、学修成果の可視化に関する取組みについては、文系研究科間で、研究科委員長会議を中心に目線合わせをしながら進めることが承認された。2020年11月現在、その後の具体的な議論は行うことができていない状況にある。

【2. 原因分析】

・研究科総体的なコースワークの整備や、収容定員充足率の改善に向けた各種取組みに関する議論に時間を要したため、「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間的猶予がなかった。
・大幅なカリキュラム改正、コースワークが適用されたのが2020年度入学生であり、その学修成果は標準修業年限の2年間を経て初めて検証が可能となることから、2020年11月時点では具体的な取組みを行うには至っていない。2021年度後半に行う予定となっている。
・また、学生数が前期課程16名、後期課程11名と非常に限られていることから、有効なデータ利用が可能かどうか疑わしい部分もある上、個人特定のリスクから収集をしていないという側面もある。
・2020年10月までに大学院研究科における「学修成果の可視化」の認識統一と、共通ルールの上で実施可能な案を決定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種教育研究活動への対応協議に時間を要し、研究科間横並びの「学修成果の可視化」に関する議論を行う時間がなかった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2020年度内に決定する予定である研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取組み」をベースとして、研究科の特性に合わせた内容に整備したうえで実行に移し、学修成果の可視化に係る取組みを実現することで教育研究活動の見直しや長所の広報に繋げることができるPDCAサイクルを構築する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・2020年度内に研究科横並びで検討を行った内容について、カリキュラム委員会を中心としてより研究科の特性に合わせた具体案に落とし込むための議論を行う。適宜研究科委員会に検討内容を報告し、研究科構成員より意見聴取を行い、よりブラッシュアップした案の策定を行う。
・研究科における検討内容は適宜研究科委員長を通じて研究科委員長懇談会、研究科委員長会議に報告し、内容の調整を行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

・2020年度内に研究科委員長懇談会を中心に検討を行った研究科間横並びの「学修成果の可視化」に係る取組みについて、2021年7月を目途に、カリキュラム委員会を中心として総合政策研究科における実施内容を検討を行う。併せて、研究科共通で実施する方策の他に、独自で学修成果の可視化に向けた取組みができるか検討を行う。
・2021年11月の総合政策研究科委員会までに具体的な取組みについて審議・決定する。
・決定内容によるが、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データを年度内に収集し、2022年度の前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

どう改善したか

【6. 結果】

- 研究科横断的な学修成果の可視化に向けた取り組みについては、本年度内に策定には至っていない。
- 一方で2021年6月25日開催の総合政策研究科委員会においては、「総合政策研究科における学修成果の可視化に向けた取り組みについて」審議を行い、2021年度中に総合政策研究科が取り組むべき学修成果の可視化に係る取り組み内容とその進め方を確認、承認された(カリキュラムマップ作成、学位授与方針に基づく到達度評価表の作成、各種出データ収集等)。
- 2021年9月21日の研究科委員長会議において、大学評価委員会から要請された「2021年度指定課題「学修成果の可視化に係る取り組みの更なる推進」について—学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と授業科目との関連性の明確化—」について報告され、各研究科において本年11月までに取り組み内容を検討することを確認したところである。
- 2021年10月1日開催の総合政策研究科委員会において、学修成果の可視化を具体的に進めるための方策として、カリキュラムマップ案と学位授与方針に基づく到達度評価表案を発議し、研究科委員からの意見を聴取、10月22日開催予定の総合政策研究科委員会において確定した。
- 今後、2021年度修了生の学修成果について可視化することができる指標データを年度内に収集し、2022年度の前半にはその成果検証を行うことができる体制を構築し、その検証結果を基に、研究科の教育体制の見直しや広報活動に繋がるようなサイクルを実現する。

以上のように、研究科横並びの「学修成果の可視化を推進する取り組み」については策定には至っていないものの、総合政策研究科においては、研究科の特性に合わせた学習成果の可視化・把握を進めることができた。今後はそれらを活用し、次期においては、研究科の教育体制の見直し・長所の広報活動につながるサイクルを整え、実質化していく。

2021年度【法務研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

オンライン授業の更なる質向上

大学基準による分類:教育

【1. 現状】(課題を含む)

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前期は対面での授業を行わず、主に自主学修指示型や動画配信型の授業を実施した。これに対し、後期は対面授業(面接授業)を基本としつつ、Webexを利用した遠隔授業を同時並行で行い、いわゆるハイブリッド型の授業を展開している。このハイブリッド型授業を実現するため、夏季休業期間中に必要な機器を準備し、マニュアル作成、FD研修会の開催等、円滑な授業実施に努めてきたところである。前期に実施した授業アンケートでは、前期授業改善に関わる学生からの率直な意見が一定数寄せられており、2020年度後期授業をを踏まえて、オンライン授業の質保証、その検証は大きな課題のひとつである。

また、司法試験の合格率の低下は喫緊の課題となっており、2010年43.1%から2019年28.3%まで下がり、2018年度より2年連続で全国平均を割る結果となってしまった。その大きな要因として挙げられるのが、短答式試験の通過率の減少であり、2010年には85.9%であった通過率が、2019年には75.8%、2020年度は71.6%となっており、とりわけ未修入学者においてはその傾向が顕著で、2018年度には未修学生の司法試験合格率は12.3%(修了直後に限ると8.6%)となった。2019年度より未修1年生を対象に共通到達度確認試験の過去問題を演習させる等の取り組みを実施し、2019年度共通到達度確認試験にて全科目全国平均を上回る結果となり一定の効果は得たものの、2年次に進級して既修入学生と一緒に授業を受講することになると、期待された伸びが見られないことが少なくない。2022年度以降に法曹連携教育課程の学生が入学してくることも考慮すると、未修入学者レベルの底上げもさることながら、入学前学修も視野に入れて法学部等との接続教育の一層の強化が求められていくことになる。

こういった課題を踏まえながら、今回のオンライン授業の実践と試行錯誤を一過性のものでせず、いかに次のアクションにつなげるかが(更なるFDの発展、コンテンツの補助的な活用等)、法科大学院教育の更なる発展につながっていくと考える。

【2. 原因分析】

2020年度前期は自主学修型(毎回の授業の代替措置として課題を出し、学生から提出された起案を添削して返却する実施形態。また、オフィスアワーの代わりにメールでの質問に応じた。)での授業実施が中心となった。一部の科目においてはオンラインでのリアルタイム授業、オンデマンド型の授業を実施した。これについては教育効果を含め一定の評価はあるものの、学生から対面授業の再開への要望が寄せられており、改善は急務である。一方では感染症対策も重要であり、登校しなくても授業を受講できる仕組みを構築する必要がある。これらに基づき2020年度後期はハイブリッド型授業を中心に対応中である。

司法試験の合格率の低下は主には入学者受け入れ、カリキュラム、進級及び修了判定といういわゆる「三つのポリシー」に係る制度等に更なる取り組みが必要であると認識しており、改善を行っている。例えば未修者教育においては急激な合格率低下を受けて進級判定導入、未修者フォローアップの導入、カリキュラムの変更を行っており、既修者と併せてより厳格な成績評価制度を導入、FD活動を通じて授業改善を継続的に行うなど、法曹に必要な資質・能力の向上に努めている。加えて2021年度入試から法曹ポテンシャル入試を導入した。未修者について2018年度の司法試験合格率8.6%を基準とすると、2019年度は23.3%、2020年度は21.1%となっており改善しているが、2011年度から2014年度の35%前後には届いていない。資質・能力の向上に資するためには、更なる授業実施方法の改善が必要であると考えられる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

2021年度の授業アンケートにおいて、学生の満足度をアップさせる。指標として授業アンケートの満足度を尋ねる項目のスコアを2020前期3.8であったものを4.0とすることを目指す。オンライン授業に特化したFD研修会を2回実施している状態。

【4. 目標達成のルート(手段)】

- ・前期アンケート結果から、オンライン授業における優れた取り組みや工夫を抽出し、法務研究科教員に共有し、FD研究集会等、意見交換、グッドプラクティスの共有を行う。後期授業後にもアンケートを行い、効果測定を行う。
- ・前述の活動の中から、オンライン授業・コンテンツの今後の活用について検討する

【5. ルート(手段)の詳細】

- ・2021年度前期:後期オンライン授業(ハイブリッド型も含む)の各種アンケート結果、ならびにベスト・ティーチャー賞等から、学生から高く評価された授業または教員を確認し、その授業実践や工夫をFD研究集会等を通じて、法務研究科教員に共有するとともに、その活用方法について意見交換を行う。
- ・2021年度通年:授業担当教員が授業アンケート結果を確認し、コメントを付す際、学生がオンライン授業に係る内容を記載している場合には、具体的に改善案を検討し、回答するように努める。また、その内容は前述のFD研究集会にも生かしていく。
- ・2021年度後期:前期の授業運営を踏まえ、FD研究集会を定期的に企画する。またその効果測定を授業アンケートによって行う。

どう改善したか

【6. 結果】

「ルート(手段)の詳細」に記述した内容については、2021年6月に第1回FD研究集会(テーマ:「動画教材の可能性」)を開催した。大学の授業は、現在、MOOC【Massive Open Online Course(公開オンライン講座)】によりグローバルに配信される時代を迎え、動画教材のプレゼンスはかつてないほどの高まりを見せており、法科大学院教育においても、未修者教育の新機軸として法科大学院間での教材(動画教材を含む)の共同開発や共同授業のあり方が模索されている。そこで、未修1年生対象とした法曹実務の導入科目としてワークショップ形式を取り入れている授業を担当しており、かつ動画教材を作成し、その活用を積極的に試みている本学兼任講師を講師として実施した。今後もオンラインコンテンツを活用した実践とその効果の共有のため、さらにFD研究集会の実施等の取り組みを行いたい。「到達目標」に記載した授業アンケートの満足度については、2021年度前期は4.39、後期は4.53となり目標を大幅に上回った。ただし、2020年度以降はシステム実施のみとなっており回答率が低下していることには留意する必要がある。

また、2021年度前期授業アンケート結果を確認したところ、前年度に引き続き教室における音声の不具合について指摘があり、喫緊の課題となっていることが改めて浮き彫りになった。具体的には、オンライン参加者が教員の声が聞き取りづらい、また教室で参加している学生の音声がオンライン参加者に届かないという現象が頻発していた。そこで、夏季に設置機器のマニュアル等を基に検討し、マイクと機器を直接接続する方法で解決することを試みた。これにより教員の発声については問題が解決した。教室に設置している集音マイクについては、学生に近づくように配置と着席位置を改善した。その結果、2021年度後期授業アンケートにおいては、音声の不具合等に関する要望は減少した。

2022年度は面接授業が中心になる見込みであるが、これまでの経験を踏まえて教育効果のある科目については、オンラインで授業を行う予定である。引き続き2020年度以降に行ったオンライン授業の実践を活かして今後の取り組みを考案したい。

2021年度【戦略経営研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

CBSにおける対面・遠隔の混合授業の質の向上

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

本研究科では、2018年度から教育力向上予算を獲得し、段階的に遠隔授業の推進に向けて取り組みを進めてきたが、一部の専任教員の間での取り組みにとどまっていた。新型コロナウイルスの感染拡大が深刻となった2020年3月、新学期の授業形態と利用ツールについて検討を行い、在学生からの希望・期待、操作性、機能性、コスト、セキュリティ、録画ビデオの配信等の観点から様々な可能性を比較した結果、利用ツールとしてZoomを選択し、小グループでのディスカッションを取り入れた双方向の遠隔授業を実施している。これについては授業ノウハウを蓄積・標準化した上で、非常勤教員も含め共有している。学生からも一定の評価を得ている。

しかし、現状ほぼ全面遠隔として運営している授業を、今後は感染拡大の状況や、行政指針、全学方針、学生希望などを踏まえつつ、一部対面授業を取り入れた、対面・遠隔の混合授業（ハイブリッド授業）へ移行することが望まれている。

今後は学習効果や在学生満足度の高い混合授業の実施に向け、教室設備の改善（教室内複数カメラの設置や収音マイクの設置など）に加え、授業運営上のノウハウの開発、試行、標準化、共有に取り組んでいく必要がある。

【2. 原因分析】

コロナ禍においても、学びを止めないことはもはや前提であり、対面授業と同等・それ以上の質を保証していくことが求められており、2020年度始から本格実施した双方向遠隔授業では一定の成果を上げている。しかし今後、更なる取り組みを進める混合授業は、遠隔のみの場合よりも、教員にとって授業運営の難易度は格段に高まる。教室での授業参加者と、オンライン中の参加者の双方に目配りし、どちらにも不公平感や疎外感、ストレスを感じさせることなく、授業への参加を促し巻き込む必要があるため、環境整備・教員へのサポート体制、FD活動も必要であるからである。

どう改善するか

【3. 到達目標】

達成目標は前期終了時の、混合授業の実施に関するFD委員会において専任教員参加率90%以上、および混合授業に対する学生の満足度80%以上とする。後期もその数値を維持する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

教務委員会とFD委員会合同の検討会を開催し、よりよい方法を検討していく。前期終了時にも合同でFD研修会を実施する。具体的には

1. 混合授業の実施に必要な設備を教室に設置し、利用方法について、非常勤教員を込めて広く共有する。
2. 混合授業実施のノウハウを収集し蓄積するとともに、在学生からの感想や提案なども受け付けつつ、改善を積み重ねる。
3. 前期が終わったタイミングで専任教員間の振り返りを行う（FD委員会の開催）とともにマニュアル等を作成し、非常勤教員への共有を図っていく。
4. 学生に対して、ミニットペーパーや混合授業の満足度に関して、アンケートを実施する。

【5. ルート（手段）の詳細】

- ①混合授業に対する学生の意見・要望・評価の収集と、それを踏まえた授業改善の実施
現在の形の混合授業の開始にあたっては、学生の協力者（ボランティア）を募った上で模擬授業を実施した。そこで出されたカメラ、マイク、スピーカー、グループワークへの学生の参加形式などに関する学生からの意見や教員の反省を踏まえ、実施方法を修正した上で実際の授業を実施している。今後も同様に、学生からのフィードバックや教員の反省を生かした施行を繰り返し、混合授業の一層の質的向上を図っていく。
- ②講義ノウハウを共有するFD委員会の開催
混合授業のための教室機材の有効な利用法や、講義実施のティップスを共有するため、これらを集約した形のマニュアル化を行うためのFD委員会を行う。
- ③非常勤講師との情報やノウハウの共有
新型コロナウイルス感染拡大の影響にもよるが、必要に応じて、非常勤ガイダンスにおいて、上記②で集約した混合授業実施のためのノウハウを非常勤講師とも共有する。

どう改善したか

【6. 結果】

2020年度当初からのコロナ禍において取り組んだオンライン(双方向・リアルタイム)授業が、様々な工夫によって学生より一定の評価を得てきたのは従来報告してきた通りである。さらに年度途中から「混合(ハイブリッド)授業」にも取り組んだことを踏まえ、年度末に「対面」「オンライン」「ハイブリッド」の3種類の授業形態ごとに、課題および学習効果・満足度等を把握する学生アンケート調査を実施した。その結果、ハイブリッド授業は、オンライン授業がベースとなる中では、学生に教室参加の選択肢を提供するというメリットを提供するとともに、オンライン授業と同程度の学習成果や満足度を提供していることが分かった。

これらを踏まえ、2021年度はハイブリッド授業実施教室の設備の拡充(教室内複数カメラの設置、好感度收音マイクの設置)及び、ハイブリッド実施教室の増設を行った。

また、この間蓄積してきた授業ノウハウについては、半期ごとに実施している、主に非常勤教員を対象とした教員ガイダンスで共有を図った。

引き続き非常勤教員も対象に含む授業ガイダンスを実施していることに加え、次年度は オンライン・ハイブリッド(混合)授業ガイダンスも実施し、対面以外の授業のノウハウの共有・一層の質の向上を図る予定である。学生に対しては、本年度も独自に授業アンケートを実施し、全体の授業満足度は80%を達成していることを確認した。ただし、混合授業については、完全オンライン授業よりも満足度が低いことも判明した。混合授業の実施が増え、混合専用教室以外で実施するケースが増えたことによる機材のトラブルも原因の一つである。一方で、徐々に対面で参加する学生の比重が高まることで、オンライン参加の学生への教員側の配慮が若干低下している可能性もある。これらを踏まえ、次年度は対面授業、オンライン授業のいずれかの授業として実施する予定である。(混合授業は極力実施しない。)オンライン授業は利便性の提供により多様な学生の参加を可能にし、本研究科の多様性の確保につながる。こうした利便性重視のオンライン授業を平日に配置し、多様なメンバーの直接対話により創発的な活動を生じさせるための対面授業を週末に配置する。こうした考え方はすでに学生に周知し、外部向けにも公表している(「CBSからのメッセージ No.3 ~CBSの新たな挑戦:平日オンライン+土日キャンパス対面講義の導入(2022年4月より)~」2021年09月17日(https://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/news/2021/09/56211/))。これにより、研究科全体の学修効果の向上と、学生の授業満足度の向上を目指す。なお、COVID-19の感染状況次第で今後も混合授業を実施せざるをえない場合も考えられるため、そのためのノウハウは継続的に教務委員とFD委員とでアップデートしていく。

2021年度【法学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

法学研究科における入学促進に資する施策

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・法学研究科博士前期課程の入学人数は、1970年代半ばから1990年代前半までは20名程度で推移していた。1990年半ばから2000年代前半までは50名を超える入学人数におよび、ピークの1999年度には156名に上った。しかし、2000年代半ばから急減し、その後は20名前後の入学人数で推移が続いている。博士後期課程の入学人数の変化も概ねこれに連動している。

・2000年代後半から入学人数の変化は大きく変わらないものの、本学出身者が減少、日本国内の他大学出身者も元々多くはない中でやや減少、一方、外国大学出身者（外国人留学生）が増加傾向にある。

【2010年度博士前期課程入学】（入学人数23人）
本学：56.5%、他大学：30.5%、外国大学：13.0%

【2020年度博士前期課程入学】（入学人数16人）
本学：31.3%、他大学：6.2%、外国大学：62.5%

【2. 原因分析】

・法律学分野においては、2004年に法科大学院が開設されて以降、専ら法曹を目指す学生志願は他大学を含めた法科大学院に向かい、法学研究科への入学人数減少の大きな要因となった。社会的な環境として法学・政治学分野の大学院へ進学するというニーズが起りにくい状態となっている。

・法科大学院の設立以降は基本的には法曹志望者の入学はなく、研究者・大学教員志望、公務員・民間企業への就職希望者が入学する。修士学位の取得が公務員・民間企業への就職において、特別有利に働く社会環境にもなく、研究者・大学教員のポストに就くことも困難な環境であることから、大学院修了後の進路が描きにくい。

・2000年前半から中国人留学生を中心とした外国人留学生の日本への留学が大幅に増加している。文部科学省の外国人留学生の受け入れ増加の政策のみならず、特に中国において中国人学生が中国外の大学・大学院へ留学するケースが多くなっており、日本への留学は、日本で就職したいというニーズが背景にある。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2025年度の時点で入学人数を本学出身：15名以上、他大学出身5名以上、外国大学出身者：10名以上を目標値とする。

・2021年度の段階では、本学学部生を対象としたガイダンス等の施策の実施を目標とする。また2022年度入学生において、6名の本学出身者の博士前期課程入学を目指す。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・本学学部生への法学研究科進学への訴求力向上
・社会人を含めた本学・他大学出身者に対するアピール強化

【5. ルート（手段）の詳細】

- ①本学学部生への訴求
 - ・学部学生の大学院科目履修制度を活用した1年修了の活用推進。〈2021年度春〜〉
 - ・学部1・2年次に対する広報強化（進路選択肢の提示）〈2021年度夏〜秋〉
 - ・学部志願者向け広報との連携（学部広報にも法務研究科のみならず、法学研究科進学に関する記載も強化）
- ②学部・大学院の接続整備（学部＋大学院5年修了）
 - ・学部在学中の大学院科目履修制度を活用した1年修了制度活用の促進。
 - ・法学部と連携し、法曹志望者向けのコースの学部3年＋法務2年に準じた、研究者志望者向けの制度等の検討。
- ③都心移転に伴う教育・研究
 - ・都心移転後のあらたな教育・研究の展開の検討（地域連携、社会人教育等）
- ④その他
 - ・在籍中の大学院生に進学相談会における協力（ガイダンスでの講演、座談）に加え、研究職等に就いている修了者にも広報活動に協力を要請。（在学中の大学院生像をイメージさせるだけでなく、大学院修了後の姿についてもイメージが持てるようにし、進学の動機を高められるような施策を行なう。）

どう改善したか

【6. 結果】

<達成状況>

- ・2021年度入試では志願者数・合格者数が落ち込んだが、2022入試においてはこれらを回復させることができた。その中でも、特に特別選考入試の志願者や本学出身者の志願者を増やすことができた。
- ・2022年度入試博士前期課程 合格者数／志願者数
一般入試:2名／6名、特別選考入試:6名／11名、社会人特別入試:4名／4名、外国人留学生入試:8名／31名
合計20名／52名(うち、本学出身者9名／13名)
- ・2021年度入試(秋季)博士前期課程 合格者数／志願者数…前年度(参考)
一般入試:3名／9名、特別選考入試:0名／0名、社会人特別入試:0名／1名、外国人留学生入試:7名／32名
合計10名／44名(うち、本学出身者1名／4名)

<取組内容の進捗状況>

- ・入学試験要項のリニューアル(入試方式別に作成していたものを複数の入試方式を一覧に比較できる形に一本化。)
- ・オンライン進学説明会(6月14日、10月25日)＋学部生向け説明会の実施(6月14日)
- ・学内各種媒体への入試情報等の掲載(草のみどり(父母連絡会)、白門掲示板(通信教育部))
- ・2023年度入試から特別選考入試を夏季(4月)にも実施することを決定し、本学学部生の受験機会の拡大を図った。
⇒4月に進路決定の機会を設け、学部在学中の大学院科目履修制度の利用促進や1年修了制度の活用促進につなげる。
- ・『究める大学院 一中大法学部生のための大学院進学ガイド』を作成し、入試情報のみならず、大学院とはどのような場か・法科大学院との違いは何か、受験するまでに必要な準備は何かなどの情報を提供し、すでに受験を考えている学生のみならず、今後進路を検討する学生にとっても資する情報を掲載し、進路選択のひとつとして大学院進学もあることを認知させることにも努めた。(2022年3月)

<今後の展望等>

- ・2021年度に落ち込んだ志願者数を回復させることはできたものの、定員充足率を中長期事業計画に示される水準に到達させるべく、施策の継続、更なる施策の展開を進める必要がある。
- ・文系研究科全体での大学院広報の取り組みと連携しながら、法学研究科としての広報活動も進めていく。
- ・都心移転後の法学研究科の教育・研究のあり方を含め、制度改革検討委員会および法学研究科委員会において検討を進めているところである。

2021年度【経済学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

授業科目見直しによるDPの実質化推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

- ・経済学研究科の設置科目については、基本科目、発展科目、演習科目の区分で分類しており、それぞれカリキュラムポリシーに基づく位置付けで運用を行っている。
- ・基本科目については、2019年度入学生からのコースワーク導入に伴い一部科目の見直しを行ったが、発展科目については長年新任教員の担当可能な科目の設置以外には変更しておらず、長期的に休講となっている科目も多く存在する。
- ・2018年度は講義科目145科目中45科目、2019年度は159科目中60科目、2020年度は160科目中57科目が、担当者不在による休講となっている。
- ・また、履修者が0名の講義科目も2018年度は37%、2019年度29%、2020年度40%となっており、学則設置科目のうち未開講となっている科目が非常に多いのが現状である。

【2. 原因分析】

- ・2009年度に経済学専攻及び国際・公共経済専攻が経済学専攻に統合された際に若干の変更はあったが、それ以前より科目の見直しについてはほとんど手付かずであったことから、長期間休講となっている科目が複数存在している。
- ・学生数の減少や人件費の問題により、休講科目を担当するために兼任講師を任用するなどの対応を行うことができない状況にあったので、休講となっている科目の担当教員の補填ができなかった。
- ・履修者0名の科目増加は、学生数の減少が大きな原因であるが、学生が望む科目の提供ができていないことも要因の1つであると考えられる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・発展科目の科目の見直しを行い、現行の教育リソースの中で、経済学研究科のディプロマポリシーをより実現することができる科目の提供を行う。
- ・担当者不在による休講科目を、やむを得ない事情(研究期間など)によるもの以外は0科目を目指す。中長期的視点からも休講となる科目を限りなく減少させる仕組みづくりを行う。
- ・学生数や学生の志向に大きく左右されるが、履修者0名の科目を25%以下に抑えられるようなカリキュラム編成を目指す。
- ・経済学部との科目ナンバー制と連動し、経済学研究科の授業科目と学部設置科目が連動できるような仕組みを作り・方針をたてた上で、整理ができていない状態。学部生の大学院進学への訴求や、学部生・大学院生の協働がよりできるような体制を目指す。

【4. 目標達成のルート（手段）】

- ・長期間休講となっている科目について整理を行う。
- ・学生の志向を、他大学の状況や学生アンケート等で把握し、中長期的に休講を抑えられるように整理を行う。
- ・科目ナンバーについて経済学部との連動を念頭に整理する。

どう改善したか

【5. ルート（手段）の詳細】

- ①2021年7月までに、他大学の科目配置、学生アンケート等を実施し調査する。
- ②同時並行にて、教務・入試委員会にて、設置科目の見直し方針・科目の名称に関する議論・学部設置科目との連動に関する議論・科目ナンバーの方針等に関する議論を行う。
- ③11月研究科委員会までに適宜審議を行い、2021年度学則改正に間に合わせるスケジュール感で検討を進める。

【6. 結果】

本件については、本研究科に設置している「修士論文」を執筆させるコースと「特定課題研究論文」を執筆させるコースのカリキュラムの議論を6月開催の教務入試委員会で開始した。その後、研究科委員長の交代があったものの検討は継続しており、「3. 到達目標」に記載の項目を議論する

前段階であるコース別の履修体系(入試も連動)の骨格を固めている段階である。2022年度の早い時期の研究科委員会でコースごとの履修体系の基本方針が承認されれば、授業科目について見直し等の検討に着手できる見通しである。

2021年度【商学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

研究者養成機関としてのプレゼンスの確立

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

・商学研究科は研究者養成という使命を果たすため、従来より、学部と大学院との連携教育体制を構築してきた経緯がある。具体的には、2004年度には、商学部3年次以上の学生を対象に「学部・大学院共通科目制度」を導入し、学部在籍の段階で大学院レベルの授業を履修することができる教育体制を構築した。また、2015年度には、一部研究科において1998年度より導入していた「学部在学生の大学院科目履修制度」を本研究科でも導入し、本学学部生が大学院という教育課程を身近に感じられる環境の強化を図った。

・商学研究科では、創設以来、研究者の養成及び高度専門職業人の育成を教育目標の2本柱としている。文部科学省の学校基本調査によると、日本国内における大学卒業者に占める大学院進学者数は、就職氷河期や2008年のリーマン・ショックを経て2010年をピークに増加傾向であったが、2011年の東日本大震災以降は減少している。その一方で、近年、大学院における外国人留学生の在籍者数は逡増しており、本研究科においても同様であった。本研究科に在籍する外国人留学生の多くは本国または日本国内で就職していることから本研究科高度職業人養成機関としてのプレゼンスを高めている一方、研究者養成機関としての「研究者の輩出」については伸び悩んでいる状態である。

・今後、本研究科が研究者養成機関としてのプレゼンスを高めるためには、国籍やバックグラウンドに拘らず、様々な学生が研究を行える環境を引き続き整備する必要があるとともに、まずは近年減少している日本人学生、とりわけ本学学部生の進学者を増やす方策の立案と実行が課題となる。また、前述のように「学部・大学院共通科目制度」等の取り組みはあるが、学部生の獲得には大きくつながってはいないことも課題である。

【2. 原因分析】

・文部科学省「学校基本調査」によると、2011年度以降、日本国内における大学院進学者数は逡減しており、本学文系研究科においても同様の傾向が見られる。

* 文部科学省「学校基本調査」令和元年度(2019年度)
https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt_chousa01-000003400_3.pdf

* 文部科学省「学校基本調査」平成30年度(2018年度)以前
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/1268046.htm

* 商学研究科博士前期課程における入学者動向

2010年度	35名(本学出身24名,留学生12名,社会人1名)
2011年度	33名(本学出身16名,留学生11名,社会人0名)
2012年度	30名(本学出身16名,留学生10名,社会人1名)
2013年度	24名(本学出身11名,留学生11名,社会人0名)
2014年度	23名(本学出身12名,留学生12名,社会人0名)
2015年度	20名(本学出身8名,留学生9名,社会人1名)
2016年度	21名(本学出身11名,留学生9名,社会人0名)
2017年度	19名(本学出身12名,留学生12名,社会人0名)
2018年度	17名(本学出身4名,留学生13名,社会人0名)
2019年度	13名(本学出身8名,留学生4名,社会人1名)
2020年度	16名(本学出身7名,留学生9名,社会人0名)

・大学院進学者数の減少は、近年の国内における22歳人口の減少も遠因している。

・日本国内における大学院修了者の安定的な雇用創出が社会問題化し、大学院進学への阻害要因となっている可能性がある。

・「大学院」での教育研究内容が学部生に対してあまり認知されていない。

・本学学部生を対象とした大学院教育の先取り履修制度、即ち「学部在学生の大学院科目履修制度」や「学部・大学院共通科目制度」の認知度が低い。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・2021年度における「学部在学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院科目履修制度」の利用者数を、「2019年度」比2倍とする。なお、「2019年度」を基準としたのは、「2020年度」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面型の新年度ガイダンス等を制限し他ことに伴い、両制度を周知する機会が減少したため、基準として用いることができなかったためである。

・本学学部生を対象に大学院進学ガイダンスを実施する。参加者目標30名。

・本研究科博士前期課程2年次以上の修了見込者を対象に実施する「修士論文中間発表会」を学部生に公開する。参加者目標20名。

・本学学部からの進学者数を15名とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・現行の「学部在学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院科目履修制度」の周知方法や手続要領を再確認し、適宜見直しを図る。

・本学学部生が卒業後の進路を決定する時期の調査を行い、「大学院進学ガイダンス」の実施時期として最適な日取りを確認する。

・「修士論文中間発表会」に本学学部生が参加しやすい環境づくりを模索する。

・成績優秀(学部3年次までのGPA2.8以上)の学部生を対象に、大学院学内選考入学試験に関する通知を行う。

5. ルート（手段）の詳細

2021年 5月 改革委員会において検討開始

- ①「学部在学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院科目履修制度」の確認、見直し検討
- ②「大学院進学ガイダンス」実施方法検討
- ③「修士論文中間発表会」の本学学部生への周知方法検討
- ④学部3年次までの成績が優秀(GPA2.8以上)な学生を対象に学内選考入学試験に関する周知を行うことができる

か検討

2021年11月 改革委員会案を商学研究科委員会に提案

現在想定しているスケジュール(予定)

- ①「学部在学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院科目履修制度」

2021年12月 学内周知準備

2022年 2月 学内周知開始

2022年 4月 実施

- ②「大学院進学ガイダンス」

2022年 4月 新年度ガイダンス期間に実施

- ③「修士論文中間発表会」

2022年 6月 学内周知

2022年 7月～9月 実施

- ④学部3年次以上の成績優秀(GPA2.8以上)な学生に通知

2022年4月初旬 周知メール送信

どう改善したか

6. 結果

・2021年6月23日開催の商学研究科改革委員会において、学部生向けの入試を含めた入試制度改革を審議し、入学者を確保できるよう2022年度入学試験の可否基準を変更した。

・更に学部生からの出願を促進するため、2023年入学試験に向けて特別選考入試(学内選考入試)の出願資格変更を検討開始、2021年10月27日、11月10日開催の改革委員会にて審議し、12月15日開催の商学研究科委員会にて承認された。内容は、出願資格の一つとして「学習意欲が高く、研究活動が顕著なもので、かつ指導を希望する教員からの推薦がある者」を新たに追加し、GPAや資格試験合格以外での門戸を拡大した。さらに、出願資格の一つである税理士試験科目の合格について、「簿記論」、「財務諸表論」の2科目合格ではなく、どちらか一方に合格していれば出願可能とする出願資格に変更を行った。

・「学部在学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院科目履修制度」の確認、見直し検討及び「修士論文中間発表会」の本学学部生への周知方法検討については、入試改革を先んじて検討・着手したため改革委員会においては未検討項目である。なお、2021年度「学部在学生の大学院科目履修制度」の利用学生は2名、「学部・大学院科目履修制度」の利用学生は84名(複数科目履修者含む)であった。

・大学院進学促進のためのイベントの一つとして、2022年3月4日に「大学院就職決定者座談会」を新たに企画し、実施した。これには3名の院生登壇者の内、商学研究科の院生2名が登壇し、就職活動の体験談や個別相談を実施した。当日の参加者は70名(その内半数以上が学部生)であった。事後アンケートの回答から参加者の満足度の高さがうかがえ、大学院入学試験への出願促進効果が期待できる。

2021年度【理工学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

グローバル化の推進

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

理工系の学問分野は、国や言語による垣根が少ないことが特質としてあげられる。企業活動も世界にまたがって展開されている。理工学部・理工学研究科では、グローバルな舞台で活躍できる総合力を身につけた人材の育成をめざしている。理工学研究科において、学生の受け入れ・送り出しの促進を図っているが、以下のような課題も見受けられ、十分に活性化しているとは言えない状況である。

- ・学生の学費支援として、学術国際会議での発表に対する助成を行っているが、ニーズ(補助申請の件数)が多く、予算を大幅に超過している。
- ・さくらサイエンスプランについては年に1~2件が採択されていたが、2019年度は4件(うち1件はコロナ禍により2020年度に実施を延期)となった。ただし、他大学には実施回数が2桁というところもあり、それと比較すると件数が少ない。2020年度の採択件数は、台湾1件、ブラジル1件、ベトナム1件、中国2件(計5件)であったが、いずれも新型コロナウイルスの感染拡大により延期となり、実施件数は0件であった。
- ・ダブル・ディグリー制度を2018年度から導入した。台湾国立中央大学(博士後期課程)に加え、2019年度にはインドネシアのバンドン工科大学(博士前期課程)と中央大学との間で実施している。
- ・海外の大学との交流の際、英語の教員紹介(研究紹介)の媒体が重要となる。現在は日本語での媒体のみのため、これを英語化する必要がある。
- ・グローバル化に伴い、英語能力が必要となる場面が増えたが、人的資源に限りがあり、手続きや調整に影響がでることがある。また、留学を前提としたカリキュラムが設定されていない。

【2. 原因分析】

<広報>

- ・世界・海外へ向けた情報発信ができていない。

<語学・言語>

- ・英語で行われる授業科目が少ない。
- ・留学生の受け入れの条件として日本語能力を課している(一部を除く)ことで、留学生を絞り込んでしまっている。

<カリキュラム>

- ・英語のみで修了できるコースは増加しているものの、一部の専攻にとどまっている。また授業科目(特に論文科目)について、半期ごとの履修を可とするなど、留学を前提とした設計になっていない。

<支援>

- ・海外派遣(留学)に対する奨学金などの費用支援策が乏しい。
- ・学術国際会議での発表に対する助成については、ニーズ(補助申請の件数)に対して予算が少ない。

<さくらサイエンスプラン>

- ・さくらサイエンスプランについては、招聘する大学や受け入れ教員・学科が固定化されつつある。

<ダブル・ディグリー制度>

- ・授業が通年型であることや、英語で行う授業が少ないことが、海外の大学からの入学の妨げとなっている。
- ・2020年度はコロナ禍により全てのプログラムが中止もしくは一部代替措置を検討する状況となっている。

どう改善するか

【3. 到達目標】

以下の施策を通じ、グローバル化を促進する。

- ・留学生数の増加のための方策の検討(派遣・受け入れ)
- ・学生の海外における研究発表促進(学術国際会議:150件、発表実績把握の精度向上)
- ・さくらサイエンスプランの実施増(年5回以上の実施)
- ・教育課程のグローバル化促進に向けた検討(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの導入、海外協定校の開拓、英語で修了できる専攻の増加等)
- ・論文研修科目の半期化を実施(2021年度)。

※さくらサイエンスや「ダブル・ディグリー制度については、昨年A評価で「概ね目標達成」としたが、前年までの実績を基礎として継続性を持ちながら毎年少しずつ採択件数や提携校数を増やして行くものであるため、今年も昨年度と同様の目標を設定した。

【4. 目標達成のルート(手段)】

- ・海外へ向けて英語による積極的な情報発信を行う。英語版教員紹介は2020年度作成済みであるので、メンテナンスを行いながら、積極的に進学志望者に情報共有するなど広報に活用していく。
- ・英語実施科目を増やし、英語で修了できるコースを増やす。
- ・海外派遣(留学)プログラムの新規開拓、海外インターンの導入を検討する。
- ・学生会発表や、さくらサイエンスプラン実施に関して教員との情報交換・連携を密にする。
- ・論文研修科目の半期化を推進する。

これらの施策とあわせ、留学に係る奨学金の充実や受け入れ留学生のための寮の充実といった学生支援、各種施策の推進にあたる事務体制の構築についても取り組むこととする。

【5. ルート(手段)の詳細】

2021年度においては、次の項目について、研究科委員会において検討・実行を進める。

- ・海外、外国人へ向けた英語による広報(英語版教員紹介、Webサイト、パンフレット等)。※2020年夏に実施済み。2021年度は、メンテナンスおよび拡充を行う。
- ・留学先・プログラムの開拓を行う。海外インターンシップや海外での研究活動の場、支援策を検討する。※2019年度からの継続課題であるが、件数の増加を目指す。
- ・英語で修了できるコースを増やす。(修了要件を充足できる科目数の授業を英語で実施する。)※2019年度からの課題であるが、2021年度も継続課題とする。
- ・学会への参加及び発表の件数を正確に網羅的に把握する方法を検討する(教員・学生の意識変革)。※年間を通じた対応を心掛ける
- ・グローバル化推進特別予算の積極的な活用:まずは、海外の大学・研究機関との接点を持つことが重要である。その上で、留学、研究指導、共同研究など、相手先と合った連携方法を模索し、協定締結へつなげることを目指す(戦略的パートナーシップの構築)。※2018年度から活動しているが、2021年度も継続的に行う。
- ・ダブル・ディグリーの他、ジョイント・ディグリーなど、様々なプログラムの可能性を模索する。また、対象として、学部・博士前期課程・博士後期課程など、各課程における導入も視野に検討する。※2019年度からの継続課題であるが、件数の増加を目指す。
- ・海外との各種手続きや受け入れた研究生・留学生の対応など、事務手続きにおいても英語力が必要であるため、それを支える事務体制の在り方について検討し、早期に実施する。国際センターの派遣職員を理工学部事務室に常駐するようになったので、その結果を見て次の施策を考えたい。※2019年度からの課題であるが、2021年度も継続課題とする。

どう改善したか

【6. 結果】

- ・海外、外国人へ向けた英語による広報について、2020年秋にWeb公開した「英語版教員紹介」について、適宜メンテナンスをおこなっている。
- ・留学先・プログラムの開拓については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・英語で修了できる(修了要件を充足できる科目数の授業を英語で実施する)コースについては、2020年度内では2専攻(都市人間環境学専攻・応用化学専攻。ただし応用化学専攻は、英語実施科目のうち2020年度休講科目あり)であったところ、2021年度は精密工学専攻・経営システム工学専攻を加え、4専攻に増加している。※2022年度以降も継続課題とする。
- ・学会への参加及び発表の件数を正確に網羅的に把握する方法については、本年度は新型コロナウイルスにより学会発表の開催が制限されていたため、来年度の継続課題とする。
- ・グローバル化推進特別予算の積極的な活用については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・ダブル・ディグリーの他、ジョイント・ディグリーなど、様々なプログラムの可能性については、今年度は新型コロナウイルスの影響により海外への渡航が不可能であったため、来年度の継続課題とする。
- ・海外との各種手続きや受け入れた研究生・留学生の対応を支える事務体制の在り方について、国際センターの派遣職員が理工学部事務室に常駐し、現在主にさくらサイエンスに関する手続きを担当している。今後、その結果を見て次の施策を考えたい。※2022年度以降も継続課題とする。

2021年度【文学研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題 大学院改革における施策としての特別選考入試制度導入

大学基準による分類: 教育/学生の受け入れ

【1. 現状】(課題を含む)

Chuo Vision 2025では、2020年度大学院収容定員+150名、「大学院収容定員」×充足率70%という目標値が設定された。とりわけ、改善・改編が求められているのは、多摩の文系研究科であり、他研究科では「学部基礎型にとらわれることなく」学位ごとの再編へとうごき出している。また、改革にあたって収容定員の削減は考慮しないものとされている。中央大学大学院改革構想検討委員会の設置を受けて、文学研究科でも構想ワーキンググループを設置した。構想ワーキンググループでは将来構想、入試、広報、教職の4つのプロジェクトを立ち上げ、取り組んでいる。文学研究科においては収容定員の充足が喫緊の課題としてあげられる。

文学研究科の在在学生については、博士前期課程では2009年の159名から2015年92名、2019年79名と約10年間で半減している。博士後期課程についても2009年の125名から2015年88名、2019年66名と大幅な減少傾向にある。2021年度在學生は博士前期課程85名、博士後期課程64名と博士前期課程では在學生数が微増しているものの、定員充足に向けた学生数確保は改革途中である。文学研究科ワーキング入試プロジェクトでは内部進学者の確保が課題としてあげられた。内部進学候補者へのアプローチとして進学相談会があるが、直近、2020年11月20日に開催の進学相談会参加者総数96名のうち、文学部成績優秀者(事前の大学院進学案内送付者)は45名であった。さらに進学相談会に会場した文学部成績優秀者(事前の大学院進学案内送付者)の2021年度入試出願状況は秋季・春季入試併せて17名、その後、17名が合格となった。2021年度実施の進学相談会では、学部生・他大学出身者・留学生・社会人と対象を分けた目的別進学相談会を実施する。また、将来構想プロジェクト、教職プロジェクトについても関連するプロジェクトの進捗、方向性を勘案して検討中である。

【2. 原因分析】

在學生は2021年5月1日時点で博士前期課程85名(うち内部進学者52名)、博士後期課程64名(うち内部進学者46名)となっており、半数以上が内部進学者によって構成されているが、内部進学者確保を目的とする学部から大学院進学への一連の制度設計がなされていない。2020年度は内部進学者確保に向けた議論に時間を要したため、具体的な制度設計の実施までは至らなかったものの、研究科内での定員充足に向けた学生数確保への意識醸成は進展している。本学学部卒業生を対象とした特別選考入試制度の導入については、2020年度内に13専攻一律での導入を決定するには至らなかった。特別選考入試制度の導入自体に賛成する意見も多く上がっているが、その一方で、専攻・ディシプリンによる差異も指摘された。卒業論文執筆前では合否判断の選考材料が乏しく、選考自体が困難であるとの認識を示した専攻も複数あった。進学相談会に会場した文学部成績優秀者(事前の大学院進学案内送付者)の入試出願状況は約38%に留まっている。入試実施時期や特別選考入試制度がないために他大学へ進学している仮説が立てられる。学部4年生の早い段階から大学院進学を選択肢に加えてもらうためには、内部進学者の獲得に向けた制度設計が必要となるがまだ十分ではない。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・13専攻一斉の特別選考入試制度導入ではなく、導入可能な専攻から実施し、半数の6専攻以上の導入を目指す。
- ・学部生の大学院(博士前期課程)進学を促し、博士後期課程への進学候補者を充実させ、学位の質を確保する。長期的な目標としては、博士後期課程の学位の質確保と博士学位の授与促進として、2019年度に行った博士学位授与候補資格申請要件の整備を経た上で、近年の在學生数減少下においても「毎年度、博士後期課程の在學者のうち、10%以上の博士学位授与」を目標とする。博士前期課程においては、定員充足率の7割充足を目指す。

【4. 目標達成のルート(手段)】

- ・文学研究科として定員充足の改善、学位の質の担保を目的として「内部進学者の確保を目的とした特別選考入試制度の導入」をまずは専攻単位で取り組む。
- ・文学研究科構想ワーキンググループ内で設置された4つのプロジェクトに沿って、特別選考入試制度導入を単体化することなく、基本構想や広報活動と関連付けて実質化を図る。
- ・特別選考入試制度新設においては、教員の学部生指導において新たな選択肢を提供することで、学部既存教育の強化と新たな進学層の開拓を狙うこととする。

【5. ルート(手段)の詳細】

- ・特別選考入試制度導入の検討に係る入試プロジェクトにおいて2月より議論を開始。
- ・特別選考入試制度導入の検討に係る入試プロジェクトでの議論をもとに文学研究科委員会においても議論を実施し、7月末までに文学研究科としての一定の方向性を見出す。
- ・文学研究科の特別選考入試制度として、実施可能な専攻から共通した制度設計を議論する。
- ・年内を目途に文学研究科委員会において、2022年度に2023年度文学研究科特別選考入試制度を実施することについて、機関決定を行う。
- ・2021年12月、2022年1月開催予定の入試運営委員会にて、2023年度文学研究科特別選考入試制度の実施について承認を得る。
- ・2019年度末より実施している文学部学生の優秀層への大学院進学広報活動についても、今年度も引き続き実施する。

どう改善したか

【6. 結果】

- ・特別選考入試制度の導入について、2021年7月15日開催の「2021年第4回文学研究科委員会」において、13専攻全ての専攻において2023年度入試(2022年度実施)から実施することが承認された。
- ・特別選考入試制度導入に関する機関承認までに、文学研究科委員で構成された「全体構想プロジェクト」「入試プロジェクト」「教職プロジェクト」「広報プロジェクト」を立ち上げ議論を行い、2021年3月30日に各プロジェクトからの中間報告を行った。
- ・各プロジェクトからの中間報告以降は、文学研究科構想検討WGが議論を引き継ぎ、合計10回に渡って議論を積み上げた背景がある。
- ・現在は来年度の特別選考入試制度の実施に向けて、出願書類など細部を詰める段階に来ており、予定通り2022年度に実施予定である。
- ・博士後期課程の学位授与者についても、2021年度夏季の博士学位授与式において、文学研究科からは2名の博士学位授与者を輩出するなど、目標の博士後期課程在籍者のうち10%以上の博士学位授与に向けて、進展している。
- ・文学部在学学生への大学院進学案内についても、2021年6月14日に文学研究科独自に学部生向け進学相談会を実施し、教員の他、現役大学院生を招いて実際の大学院ゼミの様子を披露するなど、前年度にない取り組みを行った。
- ・加えて、2021年6月18日には学外の受験者向けに進学相談会を実施し、各専攻1名以上の教員が出席の上、進学希望者とブレイクアウトセッション機能を用いて、オンライン上で密な進学相談の場を設けた。
- ・2021年6月24日には、日本語学校職員向けの説明会を実施し、留学生受験者獲得に向けた新たな取り組みを実施したところである。
- ・上記、取り組みを受けて、文学研究科前期課程の入学試験志願者は、2020年度入試87名、2021年度入試103名、2022年度入試115名と右肩上がりに推移している。
- ・文学研究科の入学生については、博士前期課程が2020年度30名、2021年度43名、2022年度45名と増加傾向にある。
- ・博士後期課程の入学者については、2020年度8名、2021年度7名、2022年度10名となった。

2021年度【総合政策研究科組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

コースワークの検証と課題の抽出

大学基準による分類：教育

【1. 現状】（課題を含む）

- 総合政策研究科では、2020年度入学生よりカリキュラムを改正し、より体系的な学修を行うことができるようコースワークを整備した。
- 新カリキュラムが適用された2020年度入学生は2021年度末で修業年限となり修了する予定であることから、導入成果を検証し、新カリキュラムにおける課題を抽出する必要がある。

【2. 原因分析】

- 新カリキュラムの軸である、①研究を始めるにあたり必要となる基盤的能力を涵養することを目的とした「リサーチ・リテラシー」、②「政策と文化の融合」を実質化することを目的とした「総合政策フォーラム」、③分野を問わず必要とされると位置付けた「統計・計量分析」や「社会調査法」の必修化は旧カリキュラムには存在しなかったため、新たな取り組みとして学生の研究活動や修士論文執筆、総合政策研究科における学修に対してどのような影響があったかについて、正しく検証を行う必要がある。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- 新カリキュラムにおける課題と成果を定量的・定性的に確認し、2023年度以降に向けて必要な見直しをはかるための情報を集約する。
- 評価結果が出るのが2022年3月になるため2022年度カリキュラムには間に合わないが、2023年度以降の総合政策研究科のコースワークをより効果的なものとするべく、出された課題をカリキュラム委員会を中心にまとめ、見直すための材料とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

- 学生の履修状況、評価、修士論文評価結果を「学修成果」としてデータ化し、課題抽出の材料とする。
- コースワークの軸となる研究基礎科目の担当教員へヒアリングを行い、授業内における学生の成果について確認する。
- 2020年度入学生の指導教授と懇談を行い、修士論文作成にあたっての学生の基盤はできていたか、足りない部分は何か、過去の指導学生と比べてどうか等、調査を行う。
- 場合によっては2020年度入学生へのアンケートを行い、学生の主観によるコースワークの評価も行う。

【5. ルート（手段）の詳細】

- 研究基礎科目の担当教員へヒアリング（2021年9月～10月、2か年分）
- 2020年度入学生の指導教授との懇談（2021年9月～10月）
- 「総合政策フォーラム」担当教員（カリキュラム委員）との懇談（2021年10月）
- 結果を取りまとめ、研究科委員会へ報告、意見聴取、結果によっては2022年度の教育活動に反映できる箇所があれば対応する。（2021年10月）
- 2020年度入学生へのアンケート（行う場合は2022年2月）
- 学生の履修状況、評価、修士論文評価結果を「学修成果」としてデータ化（2022年3月）

【6. 結果】

- 2021年10月1日開催の総合政策研究科（前期課程）委員会において、2020年度以降のコースワークを取り入れたカリキュラムについて、研究科委員会に意見聴取を行うこととした。開陳された意見は今後、カリキュラム委員会を中心に精査し、2022年度以降にカリキュラム改正する必要がある場合には検討を進めることとした。
- 2021年10月22日開催したカリキュラム委員会において、本研究科のコースワークの根幹となる必修4科目及び選択必修5科目について、特に文化系必修2科目が特定の教員に依存しており、当該教員が研究期間を取得する場合には開講することができなく虞があることが指摘された。これを受け、当該2科目について、本研究科の文化系教員による輪番体制を構築することで、カリキュラムの担保を図ることとした。
- 2020年度及び2021年度に実施した「研究状況・授業等に関するアンケート」の回答により、2020年度入学生の研究状況や学修状況の把握を行ったが、現行カリキュラムに関する意見は寄せられなかった。これは、2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン授業を中心とした平時とは異なる授業実施が行われたことにより、学生と教員との協議により柔軟かつきめ細やかな授業実施が行われたためであると想像できる。2022年度以降もカリキュラム委員会を中心に、現行カリキュラムに関する検証を継続していくこととする。
- 2022年1月14日開催の2022年度総合政策フォーラム担当教員による事前打ち合わせにおいて、総合政策フォーラムの授業実施に向けた授業計画を行ったが、現行カリキュラムの改善に関する意見は開陳されなかった。今後もこのような場を利用して意見交換を行うこととする。
- 学生の履修状況、評価、修士論文評価結果という「学修成果」のデータ化は、学生の成績等が確定した2022年3月以降、順次行っていくこととする。

以上のように、新カリキュラムにおける課題と成果を定量的・定性的に確認し、2023年度以降に向けて必要なカリキュラムの見直しをはかるための情報を順調に集約できている。次期にむけては、「学習成果」のデータを加えつつ、これらを活用してカリキュラム改善に活かしていく。

どう改善したか